

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月26日 13時45分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市石垣漁港南西方沖 石垣港第2防波堤灯台から真方位228°420m (概位 北緯24°20.5' 東経124°08.5')
事故の概要	監視取締艇あんたれすは、西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月7日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	監視取締艇 あんたれす、10トン（長さ12.05m）
船舶番号、船舶所有者等	290-66930東京、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、欠損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 5～8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、訓練海域に向け、港を出航して約7ノットの対地速力で西進中、港口の防波堤付近にあった暗岩（以下「本件暗岩」という。）にプロペラが底触し、擦ったような異音が生じた。</p> <p>船長は、本船を増速してみたところ振動が発生したため、プロペラを損傷したと思い、訓練を中止して自走により帰航した。</p> <p>本船は、後日、上架したところ、プロペラ翼3枚のうち2枚に曲損等を生じていた。</p> <p>船長は、本事故当日まで事故現場付近を航行した経験がなく、午前中に事故現場付近を航行して事前に海域調査を行い、浅瀬を確認して周辺に暗岩が広がっていることを認識していたものの、本件暗岩の存在を認識していなかった。</p> <p>本船が底触した本件暗岩は、海図W1286（石垣港）には記載されていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.65m、船尾約1.30mであった。本事故当時の石垣港の潮位は約66cmであり、前記海域調査実施時よりも約20cm低かった。</p>
分析	本船は、西進中、船長が事前の海域調査において、本件暗岩の存在を認識せず、潮位が下がった本事故時に、その認識のまま航行したことから、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、船長が事前の海域調査において、本件

	<p>暗岩の存在を認識せず、潮位が下がった本事故時に、その認識のまま航行したため、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行する海域の水路調査を行い、暗岩等の浅瀬の状態を十分に把握すること。・ 暗岩が存在する浅瀬がある海域では、潮汐による水深の変化を考慮し、潮位の変化で底触する可能性のある付近は避けて航行すること。また、同海域では見張りを増員することが望ましい。・ 本件暗岩の存在については、石垣港の港湾関係者が公的に周知を図ることが望ましい。